

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年2月21日

愛知県後期高齢者医療広域連合長 浅井由崇

愛知県後期高齢者医療広域連合条例第2号

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第31号）の一部を次のように改正する。

第9条中「令和4年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和7年度」に、「0.0957」を「0.1113」に改める。

第10条中「令和4年度」を「令和6年度」に、「令和5年度」を「令和7年度」に、「49,398円」を「53,438円」に改める。

第11条中「66万円」を「80万円」に改める。

第13条第1号ア中「及び法第117条第2項に規定する拠出金」を「、法第117条第2項に規定する拠出金及び法第124条の2第1項に規定する出産育児支援金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に規定する流行初期医療確保拠出金等」に改め、同条第3号中「被保険者均等割総額に」を「被保険者均等割総額の48分の52に相当する額に」に改める。

第15条第1項第2号中「29万円」を「29万5,000円」に改め、同項第3号中「53万5,000円」を「54万5,000円」に、「第16条第1項」を「次条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和6年度において、広域連合が被保険者（次の各号のいずれかに該当する者に限り、次項から附則第6項までの適用を受ける被保険者を除く。）に対して課する保険料の賦課限度額については、改正後の条例第11条中「80万円」とあるのは、「73万円」とする。
  - (1) 昭和24年3月31日以前に生まれた者
  - (2) 令和7年3月31日以前に高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第50条第2号の認定を受け、被保険者の資格を有している者（前号に掲げる者及び昭和24年4月1日から昭和25年3月31日までに生まれた者で75歳に達した後に、当該認定を受けた広域連合の区域内に住所を有しなくなったものを除く。）
- 4 令和5年の基礎控除後の総所得金額等が58万円を超えない者に対して課する令和6年度における所得割率については、改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例により算定するものとする。
- 5 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合において、保険料の賦課限度額は67万円とし、後期高齢者負担率は100分の12.24とする。
- 6 附則第4項の場合における所得割率は、0.1040とする。